

【昨年度の資料との変更点】

1 平成23年度生活保護基準の改正に伴う変更

(1) 児童養育加算について：「広島県高等学校等奨学金収入基準(A用)別紙1③」

＜22年度＞

(単位：円)

児童養育	児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき、次に掲げる額とする。		
	第1子及び第2子	3歳に満たない児童 3歳以上の児童であって12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	10,000 5,000
	第3子以降	小学校修了前の児童	10,000



＜23年度＞平成22年收入について判定するため、平成22年度改正額とする。

(単位：円)

児童養育	児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき、次に掲げる額とする。	
	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	13,000

(2) 生業扶助(高等学校等就学費)基準について：「広島県高等学校等奨学金収入基準(A用)別紙3⑥」

＜22年度＞

(単位：円)

高等学校	基本額+授業料	15,200	+学習支援費	5,010	合計	20,210
------	---------	--------	--------	-------	----	--------



＜23年度＞

(単位：円)

高等学校	基本額	5,300	+学習支援費	5,010	合計	10,310
------	-----	-------	--------	-------	----	--------

2 独立行政法人 日本学生支援機構の家計基準見直しに伴う変更

(1) 所得金額の算定方法について：「広島県高等学校等奨学金収入基準(B用)」

＜22年度＞

主たる生計維持者1人のみで算定



＜23年度＞

共働き世帯について父と母双方の収入、又はこれに代わって家計を支えている者の収入で算定

(2) 特別控除額(就学者控除額、障害者控除額)基準について

：「広島県高等学校等奨学金収入基準(B用)別表1A(2)、(3)、B」

平成23年度において、特別控除額(就学者控除額、障害者控除額)基準額が変更となったため、同様に変更した。

【変更箇所】

別表1特別控除額表中、「A世帯を対象とする控除」(2)就学者のいる世帯の特別控除額、(3)障害のある者のいる世帯の特別控除額、及び「B本人を対象とする控除」申込者本人が高等学校等、専修学校高等課程に在学している場合の特別控除額

(3) 収入基準額について：「広島県高等学校等奨学金収入基準(B用)別表2」

平成23年度において、収入基準額が変更となったため、同様に変更した。

【変更箇所】

別表2収入基準額

(4) 広島県高等学校等奨学金収入基準額等積算表(B用)の様式を修正

上記(1)の所得金額の算定方法の変更に対応するため、様式を修正した。